高山市告示第１２１号

高山市工事等低入札価格調査基準の一部を改正するので、次のとおり告示する。

令和８年１１月１１日

高山市長　　田　中　　明

高山市工事等低入札価格調査基準の一部を改正する基準

高山市工事等低入札価格調査基準（平成１０年高山市告示第６６号）の一部を次のように改正する。

改　正　前	改　正　後
（定義） 第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　直接工事費及び共通仮設費　岐阜県基盤整備部積算基準及び国土交通省建築工事積算基準の規定による直接工事費及び共通仮設費をいう。 ⑵　現場管理費相当額　土木工事にあっては岐阜県基盤整備部積算基準に規定する現場管理費の額を、建築工事にあっては国土交通省建築工事積算基準に規定する現場経費の額をいう。	（定義） 第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　直接工事費　国土交通省土木工事標準積算基準書及び国土交通省建築工事積算基準の規定による直接工事費をいう。 ⑵　共通仮設費　国土交通省土木工事標準積算基準書及び国土交通省建築工事積算基準の規定による共通仮設費をいう。 ⑶　現場管理費　土木工事にあっては国土交通省土木工事標準積算基準書に規定する現場管理費の額を、建築工事にあっては国土交通省建築工事積算基準に規定する現場経費の額をいう。 ⑷　一般管理費等　国土交通省土木工事標準積算基準書及び国土交通省建築工事積算基準の規定による一般管理費等をいう。 ⑸　機器費　国土交通省土木工事標準積算基準書の規定によるによる機器費をいう。
（対象） 第３条　この基準による低入札価格調査の対象は、競争入札に係る工事又は製造の請負（以下「工事」という。）のうち設計金額が１億円以上のものとする。	（対象） 第３条　この基準による低入札価格調査の対象は、競争入札に係る工事又は製造の請負（以下「工事」という。）のうち設計金額が１億円以上のもの及び役務の提供（道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４２条又は国土調査法（昭和２６年法律第１８０号）第２条第

	１項第３号に基づく調査業務を除く。以下同じ。）のうち１００万円以上のものとする。
（低入札価格調査基準） 第４条　低入札価格の調査基準となる額（以下「調査基準価格」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号の予定価格算出の基礎となった額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額が、予定価格に１０分の９．２を乗じた額を超える場合にあっては予定価格に１０分の９．２を乗じた額に、予定価格に１００分の７５を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の７．５を乗じた額とする。	（低入札価格調査基準） 第４条　低入札価格の調査基準となる額（以下「調査基準価格」という。）は、第１号から第３号までの工事については当該各号の予定価格算出の基礎となった額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、第４号の役務の提供については同号に規定する額に、それぞれ１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、第１号から第３号の工事については、その額が、予定価格に１００分の９２を乗じた額を超える場合にあっては予定価格に１００分の９２を乗じた額に、予定価格に１００分の７５を乗じた額に満たない場合にあっては予定価格に１００分の７５を乗じた額とする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　建築一式工事並びに電気工事、電気通信工事、管工事及び解体工事で、営繕工事に該当するもの ア　直接工事費の額に１０分の９を乗じて得た額の９７％ イ　（略） ウ　直接工事費額に１０分の１を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の９０％ エ　（略）	⑵　建築一式工事並びに電気工事、電気通信工事、管工事及び解体工事で、営繕工事に該当するもの ア　直接工事費の額に１００分の９０を乗じて得た額の９７％ イ　（略） ウ　直接工事費額に１００分の１０を乗じて得た額に現場管理費の額を加えた額の９０％ エ　（略）
⑶　（略）	⑶　（略）
	⑷　役務の提供　設計金額の６０％の額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

（低入札価格調査基準価格調書の作成） 第５条　（略） （適用） 第６条　この基準は、令和４年７月１５日以後に入札する契約について適用する。	（予定価格調書の作成） 第５条　（略） （適用） 第６条　この基準は、令和９年４月１日以後に公告又は指名する契約について適用する。